

鶴岡市農業委員会第27回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和2年2月14日(金) 午前9時30分 鶴岡市第三学区コミュニティセンター ホール
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 6番 今野 喜好 7番 石塚 治己 8番 木村 充 9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
出 席 推進委員	1番 小南 美弥子 2番 佐藤 康弘 3番 原田 政幸 4番 小林 真 5番 阿部 隆 6番 榎本 新悦 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 阿部 元成 11番 佐藤 克久 12番 本間 誠 13番 荻原 優太 14番 五十嵐 一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 榎本 梅藏
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	なし
事 務 局	局長 齋藤 智博 主幹 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 調整専門員 金内 かな 専門員 伊藤 豊 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室調整専門員 齋藤 朋子
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午前9:30
議 長	本日、欠席届はありません。遅参、早退もありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第27回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、慣例により、議長から指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。8番 木村 充 委員、9番 大池 典子 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について</p> <p>報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について</p> <p>報告第4号 農地の転用事実に関する照会について</p> <p>報告第5号 農地法第4条の規定による届出申請について</p> <p>報告第6号 農地法第5条の規定による届出申請について</p> <p>を一括上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説 明) 《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説 明) 《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第5号 農地法第4条の規定による届出申請について》
	(説 明) 《報告第6号 農地法第5条の規定による届出申請について》
議 長	<p>報告事項ではありますが、質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。</p> <p>これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	それでは各担当委員より現地調査及び現地確認の報告を順にお願いします。
4番 推進委員	4番 小林です。2月5日大池委員と現地調査をしました。鶴44 八ツ興屋の田、鶴45 西京田を確認したところ水稻が耕作されておりまして問題ありません。
1番委員	1番 五十嵐です。温3、4ですけれども■■■■さんの売買価格が700,000円/10aという温海にしてみれば高いとは思うのですが、この人がこの単価で購入するということです。この方には周りにも多くの農地がありまして、農業が大好きな人なので何も問題ないと思います。
議 長	藤15をお願いします。
4番 推進委員	4番 小林です。藤15 伊勢横内の田ですけれども確認したところ耕作されており問題ありません。
3番 推進委員	3番 原田です。鶴46、■■■■さん■■■■さんの件ですけれども住所は違いますが親子になります。田は通常どおり稲作等で生産活動しており問題ないと思います。
3番委員	3番 太田です。鶴47 茨新田ですけれども適正に管理されておりまして問題ありませんでした。

2番委員	2番 坂東です。鶴 48、しっかり管理されていて問題ありませんでした。鶴 49、高坂の田畑も農地として管理されていました。鶴 50、高坂の田、管理されておりました。問題なしです。
3番委員	3番 太田です。鶴 51 の馬町、下川の田畑、適正に管理されており問題ありませんでした。
6番委員	6番 今野です。鶴 52 ですけれども平成町、友江の 2 筆、栃屋の 1 筆ですけれども、枝豆とか植えて田んぼは耕作されており問題ありませんでした。
3番委員	3番 太田です。鶴 52 の馬町分の田んぼですけれども適正に管理されており問題ありませんでした。
8番委員	8番 木村です。鶴 53、矢馳の■■■■さん■■■■さんの親子関係です。大泉地区の農地に関してはちゃんと耕作されております。
6番委員	6番 今野です。鶴 53、いちばん最後ですけれども木ノ元は耕作されており問題ありません。
4番委員	4番 土岐です。鶴 53 最後の方の中沢ですが管理はされていますけれども、もう少し丁寧に管理してほしいということで本人にお願いしております。特に問題ありませんでした。
議長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。7番 石塚治己 委員
7番委員	7番 石塚です。鶴 44 ですが譲渡面積で 6,600 m ² が無償ということですが、この農地だけ譲渡人の経営耕地から離れているとか、特別な理由がありますでしょうか。
事務局	議案書に記載のとおり高齢のため耕作できないということです。譲渡人は施設に入所しているような話でした。
議長	9番 菊地 推進委員。
9番推進委員	9番 菊地です。鶴 44、無償ということになっていますが、八ツ興屋字北田というところの評価額はどの位でしょうか。無償にするにしても評価額が高いのではないのでしょうか。
議長	暫時休憩します。
	(休 憩 9 : 5 0 ~ 9 : 5 5)
議長	休憩をときます。審議を再開します。他に質疑ございませんか。
	(発 言 者 な し)
議長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全 員 賛 成)
議長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案通り決しました。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局	(説明)《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議長	本案件につきましても現地調査の報告をお願いします。4番 小林 真 推進委員。
4番 推進委員	4番 小林です。鶴 16 ですけれども 2月5日に大池委員と現地調査をしております。現況は畑で宅地になっても問題ないと思います。
議長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議長	ございませんか。他に質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり決しました。 続きまして、議案第3号 農地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第3号 農地利用集積計画(案)の決定について》
議長	これより審議に入ります。
議長	40 ページ鶴 33 については私に関係する案件でありますので、一時退室させていただきます。 議長を五十嵐 覚 職務代理者をお願いします。
	(10番 鈴木 裕 部会長 退席)
臨時議長	議長が退席しましたので、暫時のあいだ、臨時議長を務めさせていただきます。 それでは鶴 33 の案件についてのみ審議を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
臨時議長	ないようですので、鶴 33 の案件についてのみ採決を行います。賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
臨時議長	全員賛成により、鶴 33 については原案どおり決しました。 鈴木部会長の入室を許可し、議長を交代させていただきます。
	(10番 鈴木 裕 部会長 着席)
議長	議長を交代しました。五十嵐職務代理、ありがとうございました。 それでは鶴 33 以外の案件について審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。5番 重松 美鈴 委員。

5番委員	5番 重松です。40 ページ鶴 34 の有限会社ティーズファクトリーについてどういった会社なのか、説明をお願いします。
事務局	有限会社ティーズファクトリーは新規の会社です。経営作目は水稲・枝豆・木耳ということで報告を受けておまして、代表取締役の鈴木敏徳さんと息子の俊将さんが取締役で個人経営を法人化したものです。
議長	鈴木敏徳さんをご存知のとおり JA 鶴岡の理事をやっておられますが、家族で法人化したものです。鈴木俊将さんは息子で家族法人にしたという格好です。41 ページの鈴木美津さんも家族でこれから頑張っていこうという法人です。よろしくお願ひしたいと思います。 そのほか、質疑ございますか。9番 菊地 勝三 推進委員。
9番推進委員	9番 菊地です。俊将さんは鈴木屋本店という名前で別経営ではなかったのですか。それとも一緒に経営だったのをこの法人に移行したのか、別会社になったのですか。
議長	俊将さんが木耳を販売していたのが鈴木屋本舗という名前で販売していましたが、それが法人であったかは存じあげません。
事務局	鈴木俊将さんはキクラゲを栽培し始めて、6・7年経つと思いますが、法人ではなく、俊将さん個人で「鈴木屋本店」の名前で商売していたようです。 今回、お父さんの経営とキクラゲ経営を合わせて法人化するということになります。
議長	他に質疑ございませんか。4番 土岐 善久 委員
4番委員	4番 土岐です。鶴 18 の所有権移転は農業支援センターで買うということですか。そのときの 10a 当たり単価というのは何か基準はあるのですか。
事務局	やまがた農業支援センターの中間管理事業の特例事業ということで、農地を一旦買い受け、その後に第三者に売り渡すという制度です。 売りたい所有者はすぐに現金が欲しいが、買い手はすぐに払えないような場合、この事業を利用すれば、支援センターから土地売買代金が支払われ、買い手は1年程度の使用貸借ののちに買い受けることができる特例制度を利用できます。 ただし売買代金についてはセンターを通すということですので手数料がかかります。10a 手数料が 1.5%かかりますし、センターから買う場合も 1%の手数料がかかります。
議長	地元委員からのひと言ですけども、栄地区はだいたい 900,000 円位で動いているのですけれども、ここ湯野沢地区は最近微妙に安くなっているようです。810,000 円とありますけれども許される限度内ではあると思います。
4番委員	買ってくれる見込みの人との話し合いの金額ですか。
事務局	そうです。
4番委員	わかりました。
議長	9番 菊地 勝三 推進委員。

9番 推進委員	9番 菊地です。水沢に同じ経営面積の方が二人いるのですが、機鶴75、機鶴76の別経営で同じ面積ですか。たまたま同じ面積なのでしょうか。
事務局	住所は違うのですけれども同一世帯です。
9番 推進委員	同一世帯で住所が違うのですか。
事務局	農地法で「世帯員等」という用語がありまして、なにを表すかといえば、例えば後継者が別住所で暮らしてはいるものの一つの農業経営を営んでいるような場合に、この後継者を世帯員等と呼ぶことになっています。本件もそういう事例なので経営面積を「等」で整理したものを掲載しているものです。最近はやりの世の中の仕組みが変わってきているものだから「等」というのがでてきておりますので、たまにこのような事例がみられるようです。
9番 推進委員	その旨を最初から説明してください。
事務局	承知しました。
議長	他に質疑ございませんか。
	(発言者なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第3号 農地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第3号 農地利用集積計画(案)の決定については、原案通り決しました。 続きまして、議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について》
議長	ご苦労様です。これより審議に入ります。質疑ございませんか。
	(発言者なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	<p>全員賛成により、議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)については、原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第5号 非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明)《議案第5号 非農地証明願について》
議 長	本案件についても現地調査を行っておりますので報告をお願いします。
4番 推進委員	4番 小林です。現地を確認したところ現況は舗装道路であって公衆用道路で問題ありません。
議 長	これより審議に入ります。質疑ございませんか。 6番 榎本 新悦 推進委員。
6番 推進委員	6番 榎本です。今の案件ですけれどもこれは最終的に誰のものになるのですか。
事 務 局	今は国有地となっていまして農林水産省所有となっておりますが、最終的には市のものになる予定と聞いております。
6番 推進委員	国有地の払い下げとも違うのですか。
事 務 局	<p>こちら案件でございますが、これまでは国有地ということで国の農地として管理されていたのですけれども、それが現況は鶴岡市道の一部になっているものですから、農地ではなく非農地ですと判断をしてください、というものです。</p> <p>その後国の方から市の方に有償になるか無償になるかまだはっきりしていないのですけれども、のちのちは所有権移転される予定です。</p>
事 務 局	<p>補足させていただきます。これは国有農地ということで自作農の創設のときに国が買い受けて、小作農家に売り渡して自作の農家を育てようと買い取った農地の一部だったわけです。それが、今になって未売り渡し残っているのが見つかって、たまたまそこが市道の一部になっているということです。そのために非農地証明の依頼があったわけです。</p> <p>県が調査していて、調査で見つかって非農地証明願がでてきて、それに基づいて財務省に所管が変わって最終的には市のものになるということです。</p> <p>もうすでに農地でないのだけでも登記簿上は自作の創設のため買い受けた農地だというのが残っているのが見つかって、こういう形で処理されるという案件がこれからも出てくると思いますので、頭に入れておいていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。</p> <p>議案第5号 非農地証明願についての賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第5号 非農地証明願については、原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第6号 地籍調査における登記地目が農地である土地に関する地目の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明)《議案第6号 地籍調査における登記地目が農地である土地に関する地目の認定について》

議 長	これより審議に入ります。質疑ございませんか。5番 阿部 隆 推進委員。
5番 推進委員	5番 阿部です。この地籍調査事業は平成30年秋からの実施予定だったのが大雪の影響で平成31年の春から開始し、やっと今年の冬に杭打ちが終わったところです。基本となる基礎台帳が明治の半ばのものでしたし、過去の状況を知っている者もないということで非常に苦労しました。今後、地元で閲覧に供される予定になっています。
議 長	他に質疑ございませんか。9番 菊地 勝三 推進委員。
9番 推進委員	9番 菊地です。これは何かの事業で谷定地域が特別に入ったということですか。この他でもやる予定ですか。
5番 推進委員	5番 阿部です。全国的に災害があって、災害現場を復旧するときに土地の境界がはっきりしていないと復旧するにあたっては具合が悪いということで事業をすすめているということを聞いております。
事 務 局	補足させていただきます。旧鶴岡市の場合は特に市街地の分があるものですから、以前は地籍調査は行わない方針でありましたが、合併した他の全地区のほとんどで地籍調査が完了したといったところで、鶴岡地区だけが残りましてのでいよいよ鶴岡地区でも調査が始まったということころです。 谷定は櫛引の隣接ということで、始まりとして適当だということで谷定から始まっていますが、特に農地の圃場整備が入っているものですから、山際のところをずっとたどって、次第に鶴岡地域の中に入っていき、そんな感じで進んでいく予定になっています。ただ山間部の山林についてはやらない方針でいるということころです。
議 長	よろしいでしょうか。他に質疑ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第6号 地籍調査における登記地目が農地である土地に関する地目の認定についての賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第6号 地籍調査における登記地目が農地である土地に関する地目の認定については、原案通り決しました。 以上をもちまして本日の審議を全て終了します。次に、農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》
議 長	これより質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようでしたら報告事項ですので、これをもちまして第27回西部農地部会を閉会します。

閉 会 午前 10 : 55

議 長 _____ 鈴 木 裕 _____

議 事 録
署名委員 _____ 木 村 充 _____

議 事 録
署名委員 _____ 大 池 典 子 _____